

市庁舎整備に関する調査特別委員会

(第21回)会議録

会 議 年 月 日	平成 26 年 3 月 5 日 (水)		
開 会	午後 2 時 00 分	閉 会	午後 5 時 00 分
場 所	6 階 第 1 会議室		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 中西照典 副委員長 吉田博幸 委 員 寺坂寛夫、伊藤幾子、桑田達也、椋田昇一 有松数紀、橋尾泰博、下村佳弘		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：勝井節朗、議事係主任：金岡正樹		
出 席 説 明 員	総 務 部 長 : 羽場 恭一 庁 舎 整 備 局 長 : 亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 次 長 : 中島伸一郎 庁 舎 整 備 局 長 補 佐 : 藏増 祐子 庁 舎 整 備 局 主 幹 : 宮崎 学 庁 舎 整 備 局 主 任 : 黒田 洋太 庁 舎 整 備 局 専 門 監 : 前田喜代和 財 産 経 営 課 主 幹 : 福井 一朗 兼庁舎整備局主幹		
傍 聴 者	なし		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午後2時00分 開会

中西照典 委員長 それでは、ただいまより、市庁舎整備に関する調査特別委員会、第21回を開催します。

開催に当たりまして、委員長から委員の皆さんに御提案があります。

先回、この庁舎の抱えている問題を前田専門監のほうからお話ありましたが、やはり、どうもＣＡＴＶを見ておられる市民の方が、どうもどういう状況なのか、写真でも見てもらったほうがいいんじゃないかという意見もありましたし、私もそのように思っております。それぞれの委員の方は庁舎のそれぞれの場所は見学された方もいらっしゃるようですが、どうもまだ見学を、あるいは視察をされていない方もいらっしゃいますので、今手元に説明資料を出しております。その資料に基づいて、皆さん一回ここで一旦委員会を休会にして場所を見ていただきたい。その後でモニターに映しながらもう一度確認をしていきたいと思っておりますが、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。よろしいですか。

では、そのように、これから委員会の委員で、この庁舎の現状を確認しに行きたいと思しますので、委員会を一時休憩いたします。

- 中島伸一郎 庁舎整備局次長 済みません、そうしましたら、皆さんのお手元にスライドですね、ありますけども、これをお持ちになりながら私どもについてきていただけたらと思います。本当に申しわけないですが、今、雨が降っておりますが、屋上のほうも傘を差しながら見ていただくことになろうかと思っておりますので、ちょっと足元が滑りやすくなっておりますので注意していただきたいなと思います。

じゃあ、これから申しわけないですけど、私どもについてきていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

午後2時03分 休憩

午後3時00分 再開

中西照典 委員長 それでは特別委員会を再開させていただきます。

まず、これからの進め方ですが、先ほど委員の皆さんで確認していただいた本庁舎の現状と課題を資料あるいは写真により市民の方にお伝えして、その後に、前回課題が出ていましたので、その課題を執行部のほうから説明していただき、その後にそれぞれ庁舎についての質疑を行っていただきたいと思っております。

それでは、先ほど……（発言する者あり）はい、じゃあ、どうぞ。

棕田昇一 委員 済みません、ちょっと会の進め方というか会議の開き方といいますかね、前回のこの会議できょうこうやって2時からやるということになったのですが、大事な審議ですから、できるだけ調整して臨まないかんというふうに思っていますし、ですからきょうも出席はしたわけですが、議会の基本的に日程が出ていて、自分なりにちょっとスケジュールの設定のこともあつたりしますので、夜といいますか、夕方ですと一応やっぱり何時を目途に終了するとか、あるいは当初の開催予定日以外に入るときには調整といいますか、そのあたりの御配慮もいただきたいなというふうに思っておりますので、ちょっとその点だけお願いしておきたいと思い

ます。

中西照典 委員長 そうしますと、きょう夕方何時までということがありましたけども、一つは、やはり議論を尽くさないといけませんので、ある程度の議論がどこまでいくかというのを見ながら、遅くないところで閉じたいと思っております。それから、きょうのこの委員会を通じて、やはりまだ議論を尽くさないといけないということであれば、これは当然皆さんと確認しながらですね、次の委員会の日程をもしも決めざるを得ないなら、そこで皆さんと相談して決めていきたいと思えます。

それでは中島次長ですか、先ほど委員会で視察したというか、館内の、本庁舎の視察した現状を御報告ください。

- 中島伸一郎 庁舎整備局次長 失礼します。そうしましたら先ほど委員の皆さんに見ていただきましたので、スライドのほうを使って説明させていただきたいと思えます。

1 ページをお願いします。これは建物の断面図になりますけども、御案内のとおり昭和39年建築されて、建物の床面積は6,809平米と。地下1階には機械室であるとか電気室がありますし、1階から6階については庁舎と、5階には議場があるということでございます。耐震強度についてはI s 値0.2という状況でございます。

次から、現状と課題について説明させていただきます。

2 ページをごらんいただきたいと思えます。屋上のほうを見ていただきました。エレベーターの機械室がこのペントハウスといいますが、この中に入っております。展望できるところもありまして、ちょっと屋根のほうは劣化しておりますので、耐震改修時には撤去が必要だという状況はございます。

3 ページをお願いしたいと思えます。また屋上に、先ほどの建物の隣に、これは空調設備の冷却水を冷却するクリーンタワーがあります。全館の一体空調ということになっていきますので、エネルギーの効率が悪い状況があります。

4 ページをお願いします。これは屋上の床面に防水加工がしてありますけども、ちょっと写真ではわかりづらいかもしれませんが、ところどころ剥げてきている状況があって改修が必要になっております。

5 ページをお願いします。これは屋上のほうの外壁ですけども、その塗装の一部は、これも見えにくいかもしれませんが、ぼこぼこ膨れ上がっておる状況があります。

6 ページをお願いします。これは男性用トイレのドアです。この庁舎につきましては建設当時から6階には女性用トイレはなかったということで、ドアには女性用トイレについては5階ですというふうに案内をしている状況があります。

7 ページのほうをお願いします。これは先ほどのトイレの中を見れば、通常トイレにつきましては和式のトイレしかありません。それと、この手前のほうに、既存の配水管が詰まるものですから外づけのような形で配管をしていますし、あと右の小さい写真ですけども、これ非常にわかりづらいですけど、トイレの入り口のところに洗面用具が入る小さな部屋があります。この中を利用して電気の配線をしているという状況があります。

8 ページをお願いします。これは東側の階段です。バリアフリーの観点からいえば手すりが

必要ですけども、右のほうの写真で見れば、手すりがありますけども、3階以上については手すりが無い状況になっております。それと、左の写真の真ん中辺ですかね、壁面のところにちょっと蓋みたいなのが見えます。これはダストダクトということで、ごみをここに投入して下におろして回収するという空洞ですけども、以前はこれを使っていましたけども、今は閉めていまして、ここの空洞を使って配線をしておるといった状況があります。

9ページをお願いします。これは西側のほうの階段です。これは先ほどの東側と違いましてらせん状の階段になっております。手すりがありますけど片側だけということでございますし、右の上に小さな写真ですけども、ちょっと怖い状況になっていまして、1階に落下防止の網を設置しております。

じゃあ10ページをお願いします。これは4階の廊下の状況でございます。手すり等はこういった廊下にはありません。それと左手のほうの部屋の壁ですけども、これは木製ということで、本来であれば燃えにくい材料にする必要がございます。

じゃあ11ページのほうをお願いします。これも同じく4階の総務課の中です。天井があるわけですけど、これもやはり燃えにくい材料に改修する必要がございます。

12ページをお願いします。これは同じく4階でして、サッシが非常に劣化していまして、雨漏りがして中に雨が入り込んでくるということで、内側に雨どいを設置しておりますし、今ガムテープでスキ間を塞いでいるような状況があります。

13ページのほうをお願いします。4階に危機管理課がございまして、その中に防災行政無線室というのがございます。これは5平米の狭さでございまして、その中にこういった防災行政に関する機器が設置されております。防災専用の会議室はございませんので、災害時対策本部をするときには4階の会議室を使用しております。当然ここが地震等で使えなくなれば情報発信ができなくなるということになります。

14ページをお願いします。これは3階の企画推進部の事務室でございます。右上のほうに入り口があるわけですが、先ほども車椅子で入るようなことをしましたけども、なかなか内開きになって非常に入りづらい状況がございます。入って、執務の状況も机とかロッカーで非常にいっぱいできて、なかなか車椅子等も通りにくい状況、ごらんいただいたような状況になっております。

次に、15ページをお願いします。これは2階のほうの都市整備部のほうに回って見ていただきました。これは1階から上がってくるところですけども、壁のほうが腐食している状況ですね。ぼつぼつという形で壁が腐食しております。また、右のほうの小さな写真ですけども、これも都市整備部の中ほどの通路を通っていただきましたけども、床が壊れておりまして、こういったところがひどい状況になっております。

16ページをお願いします。これは先ほどごらんいただいていたんですけど、帰りにエレベーターに乗っていただきました。本庁舎の中にはエレベーターが2基ございますけども、いわゆる急病人が出た場合に運ぶストレッチャーの対応にはなっていないという状況がございます。また後ほどですけども、棕田委員さんからストレッチャーの状況、他都市の状況についてということがありましたので、また後ほどそれは報告させていただきます。それと駅南庁舎のほう

は対応しております。

17ページをごらんいただきたいと思います。これは1階には多目的トイレがありまして、オストメイト対応になってございます。

18ページをお願いします。地下室のほうも見ていただきました。これは電気室ということで、ただ、浸水時には機能停止のおそれがあるということと、右のほうに自家発電機がありますけれども、72時間の連続稼働が必要なわけですが、この場合は約2時間の能力というふうになってございます。

19ページをお願いします。同じく地下室の機械室です。これは空調設備でありますけれども、全館一体型の空調のために非常にエネルギー効率が悪いという状況で、1階から6階の中で温度調整がなかなか難しい状況がございます。また、右のほうの写真ですが、狭いスペースですね、庁内LANのためのサーバー機を設置しております。これも浸水時にはデータ消失の危険性があるという状況になってございます。

20ページをごらんいただきたいと思います。これは建物の東側、市民会館側の壁ですが、これもちょっと見にくいですが、窓の上のほうに亀裂が入っております。あと、右のほうの小さな写真ですが、これは南側道路、銀行の入り口のところの階段部分ですが、ここにも亀裂が入っております。先ほどごらんいただきましたように、これ以外にも多くのところにいるような亀裂が入っております。

21ページをごらんいただきたいと思います。これは先ほどの地下室からずっと上がって見たところですが、北側のドライエリアで、やはり劣化している状況がございまして、上がったところ、右の写真ですが、これは都市整備部の道路課に上がるような階段ですが、これもかなりさびた状況になっております。

そうしましたら、22ページをごらんいただきたいと思います。これは本庁舎の敷地の図面です。赤線が敷地の範囲を示しておりまして、約7,969平米となっております。国道側、左側ですが、青線は道路予定敷地ということで都市計画道路の線が入っておりまして、自転車小屋であるとか、くる梨のバス停であるとか、庭の一部であるとか、そういったところがこの中に入ってくるということで、都市計画道路の認定は平成3年3月、済みません。昭和8年ですかね、6月の14日ということですね。変更で昭和63年の3月29日で幅員が20メートルから26メートルに変更になったということになっております。

23ページをごらんいただきたいと思います。これは建物の平面図です。3階のところを輪切りにしていますけれども、右上にも書いていますけれども、柱との間が非常に狭い構造ということでございまして。それと赤の点々ですね、空白部分のところの中央部ですが、いわゆる階段であるとかエレベーター、便所が中央に配置されております。フロアの中の廊下という共用の部分が多い構造になっていて、非常に事務室の利用効率としては悪い、回遊性が低い状況。特に南側については4メートル幅ということで非常に狭い、使いにくい状況というふうになってございます。

それと24ページでございまして。これは先ほどの見学とはまた別ですが、前回も説明しましたが、本庁舎を維持していきますと新築と比較して毎年約3,000万円余の費用が必要にな

ってくるということもここで素案の中から引き出して説明しているということでございます。

引き続き、宿題の方を少し説明させてもらってもよろしいでしょうか。

中西照典 委員長 はい、進んでください。

- 中島伸一郎 庁舎整備局次長 そうしましたら、25ページをごらんいただきたいと思います。パワポでも出ます。これは椋田委員さんから返済額についての利用相当分を教えてくださいという御質問が後からいただきましたので、それをつくっております。上のほうは事業費ということで前回説明したとおりの、例えば、整備案1でいえば65.6億円で、基金で7.6億円、合併特例債が58億円ということになりますけども、返済のほうは下のほうになっていまして、合併特例債の返済額がBということで、65.6億円の事業費に対して68.2億円返済額があるということです。うち利息分が10.2億円になるということでございます。合併特例債の実質返済額は3割ということになりますので、20.5億ということになります。1年当たりの実質返済額が1億と、市の実質負担は28.1億円というふうになってございます。整備案2、3、4も、ともにそういった形でお示しをさせていただいております。

引き続き宿題のほうですかね、済みません。あと皆さんのお手元に資料をお配りさせていただきました。これは先ほど財源と市の内訳で椋田委員さんにはお返しした資料ですけども、それには市の実質負担額がなかったものですから、それをちょっと入れて資料にさせていただいています。

あと、いわゆる他都市の事例の中で面積の部分はどれを参考にしたかという御質問がございましたので、これは専門家委員会の報告書の中にあります、これは添付資料1と2というふうにしてありますけども、それをここでお示ししています。前回もお示ししましたけども、行政事務機能の面積、(3)新築で職員1人当たりの面積が中央値24.4平米というのがここで見られるということでございますし、それ以下は他都市、特例市で調べた状況をこうやって一覧で載せさせていただいていますので、これは御説明しませんが、これは椋田委員さんにもお配りしていますので、皆さんにお配りさせていただきました。

それと、随時、御質問がありましたので答えさせていただきます。同じ椋田委員さんからの御質問で、先ほどエレベーターの中のストレッチャーの対応の状況についてどうかということで調べました。それで調べたのは10市を調べております。市のほうで視察した市と担架で採用した市がございましたので、その中で調べた結果です。ちょっと一々は細かくは申し上げませんが、平成20年の岩国市、21年の出雲市、22年の刈谷市、20年ですね、済みません、もう一回20年の西尾市、あとちょっと庁舎建築年は前後しますが、平成25年の甲府市、平成24年の町田市、22年の青梅市、平成20年の伊勢崎市、22年のつくば市、23年の福島市という建築年の市がございしますが、それぞれ全部ストレッチャー対応になってございました、ということでございます。

それと皆さんのお手元にまた配ってあると思いますが、総務省基準で計算した場合にはどうなるかという御質問がございましたので、この資料がありますでしょうか、これは鳥取市の新庁舎建設基本計画案の資料編の中から抜粋で出しております。これが総務省の起債対象事業費算定基準の一部抜粋でございまして、赤枠でしている人口5万人以上50万人未満の市町村

に該当するという事で、事務室についてはこういった換算になるという表でございます。

それをもとにもう1枚、皆さんのお手元に配らせていただいていますのが、先ほど言いましたように、それをもとに換算した場合はという表でございます。これも詳しくは申し上げませんが、本庁舎の場合職員数は863名ですね、特別職から一般、**(聞きとり不能)**職員まで含めてですね。換算率があって換算職員数は1,647人になって、それぞれの基準面積というのをずっと足し上げて計算してみますと、一番下に職員1人当たり24.5平米というふうになってございます。他都市の中央値は24.4平米というふうに申し上げておりますので、ほぼそれに近い数字ということがわかりになると思います。それがたしか棕田委員さんの御質問だったと思います。

それと、伊藤委員さんからの御質問をいただいています。これはちょっと資料はつくっていませんけども、御質問は、全体構想の素案の23ページですね、敷地の特性ということで、現本庁舎敷地と駅南庁舎敷地と旧市立病院敷地があって、その中で周辺施設というのがあって、旧市立病院跡地に記載している施設が、例えば、防災上の観点でとこの間説明しましたけど、東部消防局であるとかあるけども、駅南庁舎も近いのでそれも当てはまるんじゃないかという御質問をいただきました。これは危機管理課、防災のほうと確認いたしております。その考え方を周辺施設の記載というのは、それぞれで敷地の近接幹線道路沿いで敷地からのおよそ1キロメートル以内にあることということと、防災上の重要な施設であるという観点で載せているということでございました。その近接幹線道路というのは地震発生時に通行を確保すべき道路ということで、国道53号、環状道路、国体道路というのが指定されております。そこに接した防災上の施設に、例えば旧市立病院敷地からおおよそ1キロメートル以内にあるものということがございまして、53号線沿いに東部消防局であるとか美保公園、市民体育館があるということで載せていただいているということでございました。

それと、ちょっと長くなって恐縮ですけども、もう一つ、有松委員さんから2029年に本庁舎を建てかえる場合の課題とか費用というのがあるんじゃないかなということがございました。それで、これについても、実は以前も検討しておりまして、改めてちょっと整理したことでございます。ちょっと口頭で恐縮ですけども、例えば整備案2ですね、これは本庁舎耐震改修をして現本庁舎敷地に新庁舎を建設するというものでございますけども、2029年に建てかえる前の状況は、本庁舎敷地というのは耐震改修後の6,800平米の建物が建っておる状況でございますし、駐車場の敷地には1万600平米の庁舎と6,700平米の立体駐車場で敷地は埋められております。仮移転先としましては、第2庁舎というのは、2029年のときには既に解体済みになっておるという状況。この本庁舎については、市長を含む230名の職員と議員32名が配置されているという状況があって、その現在のこの同一敷地内で建てかえの用地はない状況があります。2029年に建てかえるときの課題・問題点がここから出てきます。要するに、移転先の確保が必要になってくるということです。他の施設、例えば福文とかを定期借用するようなことが必要になってきますし、市民会館であるとか支所の有効活用なども考えられますけども、もしそうすれば本庁機能の業務の分散化は避けられない状況になってくるということがございます。また、移転先として仮設庁舎を確保する場合には本庁舎6,800平米と同規模が必要になってきます。例

えばということで、この病院跡地に仮設の建物を建設するという場合には、これは庁舎の耐震対策検討委員会の資料というのを参考にすれば4億円程度が必要になってくるということが想定されるということです。また、移転先として空きビルとか民間のビルを賃貸することも考えられますけども、なかなか同規模の物件を入手することは困難かなと。そうすればやはり建物が分散されるということで現実的ではないかなということが考えられるということで、それをまとめますと、現本庁舎を建てかえる場合には移転先が必要となると。移転先として他の公共施設とか民間施設の借り上げ、仮設建物の建設が考えられると。現在地での敷地の確保、別敷地の確保など、新たな敷地の確保が考えられますけども、やはり建てかえるときにはこういったことを総合的に判断して、もっとも適する方法を選択する必要があるということで、選択方法によって費用は異なってくるという事です。今回のライフサイクルコストについては、そこまでは考慮していないということで、例えばこういったことをただし書きでやることは可能かなということがございます。

整備案で同じような形で説明をさせていただきますと、これは本庁舎を耐震改修して、旧市立病院跡地に新築する場合ですけども、その状況は、本庁舎敷地は耐震改修後の6,800平米の建物がありますし、駐車場の敷地については平面駐車場のまま使用されていると。本庁舎には整備案2と同じく市長を含む約230名の職員と議員32名が配置されている、そういった状況の中で2029年の本庁舎建てかえる場合の課題・問題点ということとは、先ほどと同じような形になりますけども、既に新庁舎として1万6,000平米が建設されておりますけども、どこに建てるかということで、そこに市立病院跡地に増築移転が考えられると。その場合には駐車場敷地が平面駐車場のままですから、この場所に建物を移転、建てかえが可能となってきますが、現本庁舎の駐車場部分には、あらかじめ庁舎を建設して完成後に移転して、その後に庁舎を解体して駐車場の整備をするということが必要になってきますので、移転用の建物建設とか現本庁舎の解体、解体後の駐車場の整備の期間に別の駐車場、例えば片原駐車場などを借りて対応する必要が出てまいりますし、期間もかなり長い、例えば2年間ぐらいは必要になってくると。また駐車場の借り上げ費用も必要になってくると。整備案4のほうは駐車場用地に建物建設予定がなかったために、文化財の調査費用というのは計上していませんけども、駐車場用地に建てかえ移転する場合には、改めて文化財の調査費が必要になってきます。ただ、現駐車場用地以外の市立病院跡地に増築建てかえ、移転する場合には、これらの費用は必要にならないという状況になります。

そういったことでまとめれば、現本庁舎は、建てかえ時には幾つかの選択肢があって、選択方法によって費用が異なってくるということ、先ほどと同じような形になります。そういった状況が課題としてはあるということになります。

済みません、早口でございましたけども、以上で終わらせていただきます。

中西照典 委員長 先回の課題について今、答弁がありました、それについて各委員の方、一応答弁が大体できていましたか、大体じゃなしにきちっとできていましたか。いいですか。

じゃあ、それでは素案についての、それぞれの立場の中で疑問があること、あるいはきょういろいろ庁舎を回っていただいて、そのことについても執行部に問いただしたいことがあれ

ばお願いしたいと思います。

伊藤委員。

伊藤幾子 委員 ちょっと前回だか前々回に戻るのですが、棕田委員のほうから鳥取市の人口予測といいますが、人口推計の質問があって、それで資料が出されて説明があったのですが、ちょっと確認ですけどもね、そのときの執行部の説明は9次総で平成32年度まで推計しているので、一応推計しているのはそこまでだということによろしかったでしょうか。

中西照典 委員長 亀屋局長。

- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい、そのとおりでございます。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 先ほどの総務省の関連の資料でついてきた鳥取市新庁舎建設基本計画(案)のこれ以前の前の資料ですけど、この資料編のところに、これはもう済んでしまった話ですけどね、その資料編のところの人口推計が、そのもともと最初、市のほうが新築移転を考えていた案のときの人口推計が、9次総は32年までだけれども、その9次総の人口、世帯数の見通しにおける想定条件をもとに、平成42年の人口を18万6,000人と推計しておりますというふうになっていました。それでちょっと説明が違うなと思ったのですけれども、ちょっとそのころはということなのか。今回も32年までしか出してないと言われていたし、もともとの新築移転の計画のときが42年ということだったのですけれども、どうでしょう。

中西照典 委員長 どうですか。

亀屋局長。

- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 そうですね、将来人口として平成32年には19万3,000、平成42年には18万6,000人と推計していますという形で、ここではあらわしております。ただ、今回にしる前回にしる、考え方としては平成32年、ここをもとに人口推計という形は、職員数の考え方というものについてもここでやっておるという考え方には変わりありません。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 だから、先の推計までしていても、基本考える基準というのは平成32年のものだということなわけですか。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 今の質問の続きといいますが、関連ですけど、執行部はそういう考えだとね。ただし、19万3,000人というのは、もう既に現在19万3,000人台ですから、それを平成32年をベースにして考えるということ自体が実態に合わないじゃないかと。前回言いましたからもうくどくは言いませんが、正比例ではないにしても相関関係があるものをですね、これでは根拠となる数字にならないということを重ねて申し上げておきたいと思います。

中西照典 委員長 そのほか。

桑田委員。

桑田達也 委員 先ほど、委員会が始まる前に本庁舎の現状を皆さんと一緒に視察をしたわけがありますけれども、これは中西委員長からの御提案があり、この本委員会として市民の皆さんに、この現状をわかりやすく、いま一度説明をされるという目的であったかと思います。これにつ

いては私は何ら異議を唱えるものでもありませんし、改めてこのようにプロジェクターを使って、わかりやすく現状と課題を説明するということは、非常に有意義なことであったというふうに思うわけですが、もう1点、これは委員長に申し上げるのがいいのか、執行部のほうに申し上げるのがいいのかわかりませんが、私たちは平成21年の2月定例会から、この本庁舎の耐震改修についてどのようにすべきなのか議論をしてきたわけです。それで本日、第4回の庁舎特別委員会、4次の特別委員会の委員の中には、その当時の第1回の庁舎特別委員会のときにまだ議員になっていっしょにいない方もあったのではないかなと思うわけですが、改めて、私はこれからこの議論をするに当たって、また市民の皆さんに議会としてどのような検討をしてきたのか。5年間という長きにわたって、私たちはこの本庁舎の整備について議論をしてきたわけです。その都度その都度の委員長の最終報告を通して、私たち議会がどのような判断をしてきたのかということも、これは市民の皆さんにいま一度私はよく知っていただく必要があるというふうに思いますので、もし整備局のほうでそういう経過というものが今、説明をしていただけるのであればお願いをしたいと思います。委員長、どうでしょうか。

中西照典 委員長 前回も委員会の冒頭に私が、それぞれの委員会の最終報告、ちょっとしましたね。私が今回、中間報告をまとめたいというときに、どういう方向でしようかなと思ったときに第1回の委員会の報告、私も入っていましたが、それが一つの報告としてはまとめられるとすればそうなのかなということで、先回も一応文章を用意しておりました。ただ、それを出す機会がなかったので出ませんでしたけど、桑田委員が言われていますので。ある、あります。執行部。じゃあ、その第1回のをちょっと皆さんにお配りして、事務局のほう、それを朗読してください。

ちょっと朗読をお願いしましょうか。

○金岡正樹 議事係主任 それでは、朗読させていただきます。

鳥取市庁舎等に関する調査特別委員会報告、鳥取市庁舎等に関する調査特別委員会における調査及び調査の経過について、御報告いたします。

本特別委員会は、平成21年2月定例会において、老朽化の進む本庁舎、第2庁舎等の耐震調査を踏まえた今後の市庁舎等のあり方に関する調査・研究を目的に9名の議員で設置されました。現在までに15回の委員会を開催し、先進地視察など調査・研究を重ね、意見を取りまとめた最終報告でございます。

まず、第1点として、耐震改修方法についてであります。本特別委員会では、耐震診断結果をもとに耐震改修と新築の2案について調査・研究を重ねました。中間報告でも申し上げておりますが、耐震改修につきましても、複数の工法の中で免震型耐震改修がすぐれているとの結論に達しました。しかし、本庁舎の耐用年数（65年）を考えれば、おおむね20年後には新築を検討する必要がある、免震型耐震改修は結果として二重投資になるのではないかなという意見も多く出されました。

一方、免震型耐震改修すべきとの意見が一部の委員にありましたが、新築を推進すべきという意見でまとまりました。

2点目は、財源についてであります。分散化している庁舎機能を統合して新庁舎を建設する

場合、本庁舎、第2庁舎、駅南庁舎、下水道庁舎、文化センター及び福祉文化会館内にある2課2局の市役所の機能を統合した新庁舎の建設費は、約97億6,400万円と試算されています。厳しい財源状況下、財源確保は大きな課題であります。本市の財政負担を可能な限り軽減するためには、平成26年度までに限り活用が認められている合併特例債を財源の柱とすべきとの点で一致しました。

3点目は、庁舎規模についてであります。現在、本庁舎、第2庁舎、駅南庁舎、下水道庁舎、文化センター、福祉文化会館に庁舎機能が分散している現状を鑑み、市民サービス向上のためにも一カ所に統合すべきとの意見が体制を占めました。

4点目は、建設候補地についてであります。建設地についてはさまざまな議論がありました。将来の高齢化時代に対応するためにも公共交通機関の結節点である駅周辺という意見が多くありました。ほかにも現地建てかえの意見、市民アンケートを踏まえて決定すべきとの意見があり、建設候補地についての意見はまとまりませんでした。

市役所の庁舎は、市民サービスの向上や将来のまちづくりの観点から極めて重要な役割があるとともに、鳥取市のシンボルであると考えます。その規模、機能、建設場所については、市民アンケート等で広く市民の意見を集約されるとともに、有識者等で構成された鳥取市庁舎耐震対策検討委員会や本特別委員会の報告も踏まえられた上で慎重に検討し、かつ速やかに決定すべきであると考えます。

以上、申し述べましたが、本特別委員会は本年12月の改選をもって、ひとまずその任を終えることとなります。しかしながら、市庁舎の整備に当たっては多くの課題が残されており、今後も調査・研究を続ける必要があるものと考えます。したがって、改選後も特別委員会を設置されることを提言し、本特別委員会の最終報告といたします。

以上です。

中西照典 委員長 朗読ありがとうございました。これは平成21年2月の定例会で出された、設置して、平成14年の最終だから9月か、9月ですな、20年の9月に出しております。その中で合併特例債は、この文面では26年までということですから、今、32年でしたかいね。(発言する者あり) 31年度、だから32年3月まで延びているわけですが。委員会としては時々、橋尾さんが、執行部が議案を出すまでというわけでなしに、これはやっぱり委員会として方向性を示したということが、今読んでいただいたようなことであります。ですから、この委員会も方向性は示せるじゃないかと。それは何を根拠とすると、今なっております素案に出ている数字等を根拠にして話を進めていただければというのが私の皆さんに対する要望でありますので、その点を皆さん留意していただきながら議論をしていただきたいと思います。

桑田委員。

桑田達也 委員 今、事務局のほうから第1回目の調査特別委員会の最終報告、これが平成22年の9月議会で委員長報告として述べられたわけでありまして、当然ながら、その前段には中間報告というものもありまして、中間報告は耐震診断としてI s値はこの本庁舎は0.2だというようなことから、さまざまあって、最終的には先ほど読み上げられたところを重複するようなことかもしれませんが、第1次の庁舎特別委員会、今、橋尾委員もおられたし、吉田副

委員長もおられたし、私もいました。当時のメンバーでありました。そのメンバーで結論づけたことは新築を推進すべきである、この意見で一致したわけです。そして合併特例債を財源の柱とする。そして市民サービス向上のために一カ所に統合すべきだと。そして駅周辺という意見もあったけども、それはまとまらなかったと、これが第1回目の庁舎特別委員会の最終報告。

そして第2回目の最終報告。これは中島議員が当時委員長でしたね。15回の委員会を開催したわけですが、そのときには免震型耐震改修がすぐれているとの結論に達したけども、またその耐震改修すべきとの意見が一部あったけども、新築をすべきという意見でまとまったと。これも第2回の特別委員会でも委員長の最終報告で述べられております。ほぼ第1回目の庁舎特別委員会の委員長報告と意見は委員会の中では同じであったという結論だというふうに思います。

そして第3回目の庁舎特別委員会、これは橋尾委員長のもとで最終報告が議場で述べられたわけであります。その最終報告については、これまでこの本委員会でも何度も出ております。

私は、なぜこういう過去の5年間にわたるこの市議会の議論を踏まえて、その過去の委員長それぞれの委員長報告の確認をしたかといいますと、今、第4回、新たに住民投票を受けた後の第3回の特別委員会を開き、その最終報告を受け、そして私たちがこの実現できないという2号案の結果のもとに、執行部のこの素案を今検討しているわけですが、そこの中でもたびたび、この耐震改修、耐震改修という、そういうことが出てきておるわけですが、私はぜひ、この議論する上に当たって、これまでの議会のそれぞれの委員長報告の重みということ、私たち自身がこの5年間市民に対して発表してきたその重みということを私は感じながら、この委員会、第4次の委員会をぜひ進めていただきたい、そういう思いがあって、きょう紹介をさせていただきました。これから素案の中身について種々、委員間討議もあると思いますけども、これはこれ、それはそれみたいな、そういう一連の私は議会の流れがあると。その流れに沿った上で今、第4次の委員会の議論をしているということを私は同じこの市議会議員の立場で共有をしておきたいと、こういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。これから議員間討議に入るに当たっての。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 今、第1次の委員会報告を朗読し、桑田委員の御意見も聞かせていただきましたがね、今のこの委員長報告にしても、例えばその建設場所、意見はまとまっていない。それから庁舎規模、いろんな意見があったけども、統合するという意見が大勢を占めたということであって、さっきの言い方だったら、その当時、賛成に手を挙げなかったのが私と、共産党の角谷委員だったと思います、9名のうち2名ね。あとの7名の方は賛同された。ただ、これを読んでいただいて、これが全て決定で、これが縛りでねっていう論法は余りにもちょっと強引過ぎますよ。こういう1次、2次、3次、4次の経過もあり、その中で市民運動が起き、我々議会が条例案をつくって住民投票をかけ、ずっとこの流れがあるわけですよ、その都度その都度のね。私はその先ほどの桑田委員のこの御提案、私は承服しかねる。

あなたはよく元に戻すような議論するなと言うけど、議論は継続してずっとやっているわけですよ。それを1次の報告がこうだ、この報告を基本として話を進めていくのだ。何が決まっ

とんのですか、これ。この97億6,400万、これは建設費ですよ、新しい庁舎の、でしょう。その他の費用どうするのですか。統合した後の庁舎はどうするのですか。まちづくりはどうするのですか。そういう議論が一切なされてないのですよ、この1次の報告書には。いいかげんなこと言わんようにしてくださいよ。

中西照典 委員長 橋尾委員。議員間、これから討議に入るのだけでも、そういうふうな、人をいいかげんなことを一生懸命言っているのに、いいかげんという、そういう言葉は謹んでいたきたいと思います。(発言する者あり)それで、待ってください。じゃあ、これから議員間討議に入りますけど、皆さん、それでよろしいですか。賛成していただけますか。(発言する者あり)いやいや、それに対して桑田委員が言われようとする、これは議員間討議になりますが、いいのですかって聞いているのです。これを深めていきたいでしょう。(発言する者あり)言われたから、これは討議になるじゃないですか。言いつ放しですか。やっぱりそれ言ったことに対してのあれでしょう、議論でしょう。じゃあ議員間討議に入りますけど、いいですか、これから。いいですか、だから。だから桑田委員の趣旨をちょっと聞いてみりゃいいじゃないですか、そう言われるから。いいですね。じゃあ議員間討議します。

桑田委員。

桑田達也 委員 橋尾委員、私はきょう庁舎の見学をして、改めて市民の皆さんにこの庁舎の現状を知っていただくという委員長のそういう計らいがあって、先ほども説明があったわけですが、そういう改めてこの4次の委員会で、市民の皆さんに、この私たちの議論を説明する上であって、この4次だけの議論だけでは私は不十分だというふうに思ったものですから、1次から現在までの委員長報告、今、橋尾さんはこの第1回目の委員長報告は何も書かれてない、議論されてないじゃないかとおっしゃったけど、ですけど、それぞれの特別委員会の委員長報告というのは市民に対しての責任を持った議会としての結論ですよ。その委員長報告を、これを無視するだとか軽視するということには私たち議員が、そういったことを言える立場ではないでしょう。私たち議会として市民に対してこういう委員長報告を表明しているわけですよ。その委員長報告を軽視するのですか。おかしいじゃないですか、それは。議員としての考え方として。

ですから、私は何もこの第1回目の委員長報告の中身を議論するということではなく、第1回目から第3回目までの委員長報告というのがずっとあったわけだから、そして第4次の委員会の中間報告も委員長がするというような話があったわけですから、そういった一連の、今、橋尾委員がおっしゃった一連の流れを理解する上でも、私たちが再度、また市民の皆さんにも理解をしていただく上でも、こういうことのやはり経過説明ということは、私はこの4次の委員会でも必要だと思ったから言ったわけです。

中西照典 委員長 じゃあ、副委員長。

吉田博幸 副委員長 あのね、桑田委員さん、こうしてここに規模・機能、建設場所については広く市民の意見を聞いたりとしてというようなことになっとりますが。けども、執行部の市長のほうで唐突に出されてきたでしょう、駅北のバスターミナルですか。ああいうのがこれ大事にしておられたですか。いけませんよ、そんな偏った意見言われたら。(発言する者あり)何

でわからんだ。唐突に出されたでしょう。本来これを大切にされるということだったら、あんなが出てくるはずがないですがな。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 私たちは、この委員長報告は議会として議論をした結論が委員長報告にまとめられているということを言っているわけで、市長がどういう主張をされたということは私は言っていないわけです。その後の、先ほど言いましたけど、第2次の委員長報告でも同様のことが書いてあるわけですよ。そうすれば、1次の委員長報告を受けて市長がそういうようなことを言われたのであれば、そのときにきちんと議論をすべきであって、第2次の委員長報告にも同様な文面というのがあるわけじゃないですか。私は今、議会としての立場、議員としての立場として、こういう経過を市民の皆さんに委員長報告はこれこれこういうふうに出ていますよと、これ客観的な判断じゃないですか。それを申し上げているわけです。

中西照典 委員長 吉田副委員長。

吉田博幸 副委員長 だけえ、これを、特別委員会が出した結論なんかを尊重したり、市民の皆さんの意見を聞いたりして、そういう案を出されてきたかといったところですが、僕は。と、僕は思っておりますよ。

中西照典 委員長 じゃあ、伊藤委員。

伊藤幾子 委員 5年にわたる議会の議論がされてきたと、経緯があるのだと。それぞれ特別委員会の委員長報告がなされてきたと、その重みをという御意見ですけれども、確かに議会として報告をしてきたっていうのは事実であると思いますが、でもそれがあって、橋尾委員も言われましたが、住民投票がありました。議会は市民に判断を委ねたわけでしょう、住民投票で。私はそう理解しています。だから議会の何、特別委員会の報告、1次はこうだった、2次はこうだった、確かに経過はそうでしょう。だけど、議会としてはもう委ねちゃったのだから、住民投票に。私はそう思いますよ。今さら桑田委員さんがそのように言われるっていうのは、ちょっと私は理解ができない。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 その議論はこれまでもしてきましたけども、そういうこの住民投票をした結果として、第3次のこの委員長報告があったということも客観的な事実ですよ。それは3次の委員会には伊藤委員も委員のメンバーとしていらっしゃったわけだし、その3次の委員長報告がどういう議論の末に結果として出てきたのかということは十分御承知の上でそういうことをおっしゃっているのだと思いますけども、だからこそ私は伊藤委員の言っていることは非常に矛盾を感じます。住民投票に委ねた、そしてこの耐震改修が選ばれた、その耐震改修案を誰がその議論をし、その住民の意向に沿った形で進めようとして議論をして、そしてどういう結果を議会として導いてきたのですか。私たちがやったのでしょうか、それを。その結果として、実現は困難であるという、そういう委員長報告になったわけじゃないですか。それで今、その後の流れがあり、今の第4次の今、特別委員会が開かれているわけですよ。違いますか。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 それを言い出すと、また私、桑田委員さんとの認識が違うので。でね、中間報

告という話が出ましたけども、前回の委員会のときに合意できることだったらね、中間報告としてするのは私は異論はないと言いました。今言われた、紹介されたこの委員会報告は、全会で一致を見た点も書かれているけど、意見が分かれたけど多数決でまあ決めているっていうような内容ですよ。でも、この委員会で多数決で一つの流れに持っていくようなことはって、私、言わせていただきましたから、そのことは皆さんちゃんと御理解していただいて、ちゃんと全会一致で合意できることだけを中間報告に出すと私は理解しとるのですけども。

中西照典 委員長 いや、それは違います。全部が出るって、今まで何回もした。必ずこれは、ですから、全体が一致するってことは、私は委員長としてそれは望んでいませんよ。とにかく、議論を尽くすということが、議論を尽くしていただいて、その後に採決とれればとりますということであって、全体や全部一致したものっていうことは、皆さん誰も望んでないと思いますけども。私はそういう方針です、委員長として。

伊藤委員。

伊藤幾子 委員 委員長そう言われるけど、それだったら中間報告のときに、別に中間報告だから、そこは合意のできたことだけ出せばいいと思いますよ。最終じゃないのだから。

中西照典 委員長 それは、委員長として皆さんに諮ってそれは進めようと思います。皆さんに諮ります。ですから、私一人がするわけじゃなしに、皆さんに諮ります。

それで、今問題は、私がきょう、皆さんとともに市庁舎をああいうふうに見察していただいたのは、やっぱりそれを踏まえて一步でも進んでいただきたい、この庁舎をどうするのが一番いいのか、市民のためになるにはどうすればいいか。それで、我々ばかりじゃない、やっぱり市民の方にもわかっていただくために、写真を載せて、今こういう状況ですよ、どうしようということをやっぱり進めたいために、きょう視察一緒にしていただいたわけです。ですから、そこをを進めてください。ちょっと初めに、こういう意見があったから、以前の、第1回の委員会はどうかだったかっていうのを知っておられない方がいらっしゃるっていうので読んでいったのであって、問題は今どうするかということに入ってください。いいですか。もう、何の中身が進まないって、何回も陳情を受けてやっているわけですから、やっぱりそれをしましょう、具体的に。

今、委員間討議ですよ、だから。まだまだ切っていないから。

棕田委員。

棕田昇一 委員 私は、幸か不幸か、第1次のときには議員ではありませんでしたから、自分が議員でなかったときのことにまで責任は持てないと、はっきりこれは申し上げておきます。法令等であればそれを踏まえるというのは当然ですが、委員長報告にまで責任は負えない。

先ほど、1次からずっと経過ありました。経過は事実でしょうが、先ほど橋尾委員も言われましたけど、それでスムーズにいったら今日のようないい事態にはなってないわけで、やっぱりそこに問題があり、それではできなかったから、住民投票に行っているわけですから、議員としての重みを共有しておきたい、桑田議員はおきたいのしょうけれど、私は共有はできない。ただ、もうとりあえずこの議論はやめにしたほうがいいんじゃないですか、今、この場では、というように思います。

中西照典 委員長 だから、私がもう、もうあれで、それ以外の意見。

有松委員。

有松数紀 委員 議員間討議の延長で。

中西照典 委員長 はい。

有松数紀 委員 それ以外の話ということで、以前、橋尾委員が言われた部分で、ちょっと気になっていることをお尋ねしてみたいと思うのですが、3次のときの検証の中で、それと、この4次の中でも何度かそういった発言をされたと思っていますけども、2号案に対して、執行部はなぜできるような手だてをしないのかと。どんな方法であれ、建築に対する技術革新といえますか、そういった部分を踏まえたら何とでもできるだろうと。なぜできるような方法を考えないのだということをよく言われてきたわけですが、その部分に関して、いろんな議論がされました。3次のときでもそうです。ただ、そのことは、非常にその財源を効率的に投資するということになることが多い、金や時間をかけて、高度な技術を使ったらできるかもしれないけども、それが本当に効率よく財源を使っているということにならないというのも、非常に私自身は気になっておる発言と思って聞いておりました。幾らでも金をかければできるじゃないかと、簡単に言えばね、そんなふうに取り取れた発言が多かったと思っているのですが、私はそういうことで、この古い現庁舎を耐震化するということに関しては、非常に冷ややかな目で見させていただきまし、そのことが本当に市民のための財源を効果的に投資しているという改修ではないという判断で、私は新築移転ということは今でも訴えておるんですけども、その部分に関して、どういう見解でおられるのか、少しお話をわかるように説明をしていただければと思いますけども。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 今、有松委員のほうからいろいろ御質問いただいたのですが、まず、金額的なことを申し上げますと、2号案は工事費が20億8,000万だったかな、そんなに私は、高度な技術を使って、多くの金額を使って、耐震改修一部及び増築案をやればいいんじゃないかというような考え方は一切持っておりません。はい、基本的には。

皆さんも理解されていると思いますけれども、委員長、ちょっと長くなるけど、ちょっとこらえてよ。

議会が、条例案を提案しましたよね、1号案と2号案。その2号案の工事費の3点セット、それは全会一致で合意したわけですが、金額をね。その20億の工事費っていうものは、新さんも清和会も公明党さんも了解されているわけですよ、20億。そのときの20億を決めた経過というのは、20億というのは鳥取県庁がやった基礎免震工事で必要最小限の20億の工事。それで、市民の皆さんが、例えば市民ホールをつくってくださいとかそういう要望が出てきて、追加工事が出てきたらその20億に上乗せをするのだと。それから、建築基準法のその法に基づいて追加工事が出てきた場合は、その20億に上乗せをするのだと。というのは、鳥取市が建築基準法に伴って増築部分が一体の建物とみなされるというのは、第3次の検証をやっておる、12月に最終報告しましたが、10月に入って、鳥取市の建築課が言ってきたのが、10月に入ってから一体の建物ということ言われたのです。条例案を決めたのは3月ですよ。それから7カ

月後に市の態度が明らかになってきた。それに伴ってそういう追加工事っていうのは、私は当然必要なものは上乘せしていかないかなだろうと。ただ、それにしてもそんな大きな金額にはならんだろうというふうに思っています。

それと、私、先ほど有松委員が言われた中で、第3次の特別委員会でその条例案を決めたときの当初の案で検証しようということ、金額は決めたけど中身の工事内容は決めてないということで検証しました。それで日本設計にいただいた。ということは、例えば、きょうは皆さん、市役所の設備を見ましたよね。それで、地下1階に空調がありました。セントラル方式、50年前のシステムそのまま使っています。きょう、福井課長に聞いたら、この施設はあと何年使えるのだって、10年は何とか使えるでしょうと。ただ、日本設計さんは、ヒートポンプ方式でやりましょうと。それが将来的には環境の面も含めて、経費の面も含めて有利ですよという提案をされました。山本さんも、我々第3次の特別委員会で参考人としてお越しをいただいたときに、山本さんもヒートポンプ方式でやったらどうかと、そのほうが将来的にはランニングコストを考えてプラスになりますという話がありましたけど、それは当初の条例案を決めたときの話ではないから、そんな話はやめてくれという話で却下したわけですけども、これ一つとってみても、そういうことを現実にはヒートポンプ方式でやれば、地下のあの設備は要らなくなるわけですよ。屋上に上げていくのだから。それから、受変電施設見られましたよね。あれも、私、きょう、キュービクルでやったらどうかという提案しましたけども、キュービクルで上に上げれば、別に地下の浸水対策要らないわけですよ。

そういうことで、私は第3次の検証というのは、当初の案を検証して、できないという部分で3つの条件をまとめました。だけど、できる工事もあるわけです。設計も何もしてない、概算で金額を積み上げただけです。だから、できる工法を考えたらどうかと。現実には今回の全体構想の中でも、いまだに2号案に近い案については、地下の浸水対策が必要だとかって書いてあるわけです。でも、今私が言ったように、地下の設備を6階に上げる、あるいは屋上に上げる、そうすることによってできるわけですよ。

いながら工事ができないという条件もつけました。あなたが詳しくって言うからそうやって言っているのだ。県庁の基礎免震、これだっていながら工事でやったわけでしょう。何で県庁ができて鳥取市ができないのですか、同じ基礎免震工事。

2点目。駐車場、100台とれない。これも、第2庁舎を設計するときに決めるという話の中で、第3次の場合は、免震工法が一番工事費が高い、工事期間も長い、それで検証しておけば、制震であれ耐震であれ、どの工法を採用しても使える。これは、設計するときに決めるという話ですよ、工法は。それが、免震工法で積算を検証したら、金額が高くなった、あるいは車の台数が置けない、制震構造だったら100台とれるわけでしょう、駐車場が。こういうこともあるのですよ、できる方法も。

だから私は、そういうことを市の執行部が住民投票の結果に伴って、鳥取市長も耐震改修の方向で進めていくという宣言をされたのであれば、市庁舎整備局としても現地も、耐震改修及び増築案、これの検証をするべきだと思う。だけど、そういう検証されたものが一切我々のところに出てこないし、検証された動きも伝わってこない。だから私は言っているのです。

中西照典 委員長 それじゃあ、有松委員。

有松数紀 委員 私は3次の検証の延長を橋尾議員としようと思って言ったわけではありませんで、ですから、そういう議論に対してあえては言いません。言いませんけども、私が聞きたいのは、この庁舎に対して市民の貴重な財源を投資するに当たって、本当にその耐震化が効果的な庁舎整備につながっていくのかという部分を聞きたいだけのことであって、それが無駄な投資になってはいけないという中で、橋尾委員が言われる、ある方法を考えろという言い方はどうなのだろうなということでお聞きをしました。ですから、これから先、橋尾委員としては、無駄な投資ではないのだと、効果的に狭隘と言われるこの庁舎内、きょう見てきたとおりであります、そういった部分に関しての、橋尾委員なりの議論をされるのでしょうか、私はその部分をきちんと聞いていきたいなという思いであえて質問をさせていただきましたので、十分御意見を伺いました。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 有松委員が言われる効果的というね、そこがちょっと僕はまだよく理解、わからないのだけど、具体的なことが。日本の自治体の中で全てが新築やっているわけじゃないですよ。耐震改修やっている地方自治体もたくさんありますよね。だから、私は、今使えるものは長く使っていきたい。いわばもったいない精神なのだけど。だから、耐震改修の工事をやっても、例えば皆さん方がおっしゃるのは、執務スペースでも、今の鳥取の17.6じゃ狭いから、総務省のその基準の24.4か、新築された部分の中央値か、その24.4のスペースが要りますよというような話。耐震改修やったところはどうだってこの間聞いたら18だっているような話が出ている。24.4ないと、本当に行政サービスができないのかどうなのか、そういう議論だって私は当然これからやっていかないとかなと思うので、やはり、新築と耐震工事というのは明らかに工事の内容が違うし、それを同じ基準で比較検討するちゅうのも非常に難しいと思う。それは確かに検討する一つの材料としてはなるのでしょうか、やはりそこを、きちっとどちらかにするかってことを決めて、その決めた方向で、じゃあより具体的に形にするにはどうするのかっていう議論に入っていくべきだというふうに私は思っています。

中西照典 委員長 まさに今皆さんと話し合ってほしいのはそこですね。どの方向がいいのかというところで。

じゃあ、下村委員。

下村佳弘 委員 何か先回の話に戻っているようですが、先回の冒頭に、住民投票も含めた認識についてもお話をしてからでないと本論に入れられないということで、有松さんのほうから提案があったわけですが、その話し合いを行いまして、みんなで。その結論は、もう溝は埋まらないということで、認識の違いを認めた上で議論をするということです。

先ほど棕田委員さんのほうから、認識は共有できないのだというふうなことおっしゃられましたけども、そういうことだと思います。(「(聞きとり不能)ことを共有できない」と呼ぶ者あり)であるから、結局は、これは認識の違いを認めた上で次に進んでいくというしか、もう話し合いの方法はないのですから、そういうふうに委員長には進めていただきたいというふうに思います。いつまでも討論をしていけばいいというわけでもないで、本論に入っていた

きたいと思います。

中西照典 委員長 だから、まさに私はそこですね、つまり、きょうなぜ庁舎を見ていたかというのは、やっぱりその現実を前にしてどうだろう、ただ、皆、建築の素人ですから、非常に難しい工法まで等々はできませんけど、そのときには素案の資料、あるいは執行部いますから、その話をそれぞれ質問していただきながら、質疑していただきながら進めていきたいというのが、私のきょう皆さんと一緒に回ってもらった狙いです。ですから、これをつまりその辺から進めてほしいです。

有松さん。ちょっと。

じゃあ、寺坂さん。

寺坂寛夫 委員 余り、第3特別委員会の橋尾委員の今のお話に、ちょっとそれを、返りたくもないのですが、県庁がやってなぜ市ができないのかという話がありましたですね。県庁はまあ御存じ、委員長で橋尾委員は御存じだと思いますけどね、その説明で。県庁は地下1階全面です。だけど市役所の場合は、げたを履いたような感じの地下1階ということがありますわね。それで、きょう見ていただいたように電気室、機械室がありますけど、地下は、そこに柱がひつついているわけですよ。その柱のさらに補強を打たなければならないというのがありますよ、補強くい。この建物自体が阪神大震災できちっとした建築の設計基準とか構造基準ができていますわね。その中でもたない、0.2。ですから、それなりの、この建物を維持するためには補強をいろいろせないけんわけです、地下にね。なら、げた履いた状態で地下の3メートル掘ったりというような免震工事也非常に県庁とは違うわけなのです、技術的に見てもね。それで、いながら工事できない。補強でくい打ったり、コンクリート壁を打つとか、地下を掘ったり、そういうような面が出ると思うのです。執行部はいろいろ言われると思いますけどね、その辺も含めて。免震ができない状況もありますけれども、先ほど言われましたけども、20億どうのこうのって話は、振り出し、過去に戻るってことじゃないですけど、建築設計事務所協会は37億円、日本設計は32億円かかりますと、免震工事でも。ですが、これはあくまでもまだまだいろんな面でほかの費用も入ると思うのです、これ以上に。それを言われて、御存じだと思いますけど、その辺を今詰めていますよね、地下を。多分、本当に免震工事ができるのかどうか。金をかけたり、工期をずっとかければ可能性はあるでしょう。でもまあ、それを今々、ずっと言われていますように、65年、コンクリートの劣化とかいろいろ問題があると、そこまでかけてできるのかということをまた今後議論していかないといけない問題ですので、それを、私自身はその、今の問題はあくまでも今までの経過をずっと踏まえながら、免震工事やいろいろあって、県庁の例もありますけど、鳥取市は違うのだと、鳥取市庁舎は。その考えで現状を見て、どういう方法を、また執行部の考えとかそれに聞いていただいて取り組んでいただきたいと思います。

中西照典 委員長 この庁舎のことで言ってください。橋尾さんの意見に対しての意見です。じゃあ、橋尾さん。

橋尾泰博 委員 寺坂さんの言われること、よくわかるのだよ。住民投票かけて、住民投票の結果が出て、耐震改修の方向性が出て、金額がたくさんかかる、あるいは、工事が、いろんな特

殊工事が追加になってくる。そうであるなら、それをまず議論して、実際ここの2号案がどれくらいでかかるのか出して、市民に出しましょうよ、その金額を。それからでないと、新築移転の話なんかできるはずがないじゃない。そう思われたいの。新築移転の話をされるのなら、やったらどうですか。

中西照典 委員長 ちょっと待ってくださいよ。ここの問題は何回も言うように、この間20億何ぼでできない、ただ、30何億ですれば新築もできるだろうという附帯意見もついていました。ですから、そういうのも踏まえて、もう一度、きょう庁舎見ていただいたでしょう。この庁舎に対してどうだろうかという意見を言っていたかかないと。過去にさかのぼって、これは無視できないわけですけど、過去から来た話ですけど、もうちょっと前にどうだという話からいってくださいな。

棕田委員。

棕田昇一 委員 この庁舎がどうあるべきかという議論をすればいいわけですね。その中で、何もきょう見たことだけに限らなくていいわけですね。

中西照典 委員長 はい、いいですよ。

棕田昇一 委員 職員1人当たり……。議員間討議の中で、執行部に質疑もいいですね。

中西照典 委員長 はい。議員間討議の中で、執行部にお話をお聞きしたいっていうことは構やしません。

はい。

棕田昇一 委員 行政事務機能に必要な面積ということで、職員1人当たりの面積のことがあるわけですけど、きょう冒頭、中島次長が説明いただいた、きょう追加で配っていただいた資料の他都市とのですね、他都市の事例の比較の資料がありましたが、そこにありますように、職員1人当たりの面積を24.4平米にしているというのは、これは新築をした他都市の中央値ということですね。耐震改修のほうの事例も出ていますよね。ここには、バリアフリー対応と未対応ということはありませんが、その耐震改修をして、また、その誘導基準でバリアフリー対応している他都市のもので、職員1人当たり面積値の中央値は18.0平米だと、こういうのがありますよね。あるいは、新築の場合でも、つくば市や長岡市のように18平米程度のものもあると。そういうことを踏まえるならば、職員1人当たりの面積は24.4平米でなければならないということではなくて、まさにこの判断をしていくと、こういうことですよ。はい。そういう意味で、職員数総数の問題、それがかわってくる総面積の問題ということとあわせて。それについては私もこの間、人口減少の問題で意見言っていますし、きょう伊藤委員もおっしゃいましたが、1人当たりの面積をどう判断するかということについても、新築の24.4ということで組み立てられている、その2万3,000何平米という、これを大前提にして全てが組み立てられているものについては、さっきも言いましたように、それも一つの考えでしょうが、そこは判断、考え方ということで、いろんな選択の余地があるという考え方とすることについては間違っていないですね、ちょっとそのあたり、執行部、お考えいただけますか。

中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 この面積につきましては、先ほど橋尾委員さんもおっしゃっていたよ

うに、改修に当たっては限られた建物の中で職員数も決まっておると。だから広げようがないということで、既存の平方メートル1人当たりのというのはおのずと決まってくるという形でおっしゃいました。今回、鳥取市が考えているのは、庁舎整備に当たりましては当然、改修はするけども、全体的な庁舎整備の考え方に立ってくると、必要な部分については新築の分があるわけです。そこによって、本来必要な面積というものを実際に検討していただいて、そこで適正な面積はどれぐらいなのかということを判断してもらえばいいので、だから、改修の部分とはある意味違ってくると思うのです、改修だけの分とは。

中西照典 委員長 棕田委員、議員間討議を前提の一応質問ですんで、先ほど、そのほかにも意見があると思います、この庁舎に関して。その辺、議員間討議ですので、どう思われるかとか、自分は思うかとか。

寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 私は伊藤委員にお尋ねしたいのですが、福祉とかいろいろなバリアフリーとか、女性の目でいろいろあると思います。その辺どう思われたか、この実態を。ちょっとお尋ねしたいのですけど。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 きょう見た中で、6階のトイレは男性用トイレしかないっていうことがありましたけど、県議会も議会に女性トイレがなくて、何年か前につくたって話もあって、もともとやっぱり女性っていうのは軽く見られていたのだなって思って私は見たぐらいのもので、それで、バリアフリーについては確かに、ああ、やっぱり車椅子は通れないなあ、何分昔のつくりですからね、やっぱりだんだん改善しなくてはいけないっていう社会の流れになってきてて、当然昔の規格と今の望ましいという形は違うっていうのは、当然私も理解はしております。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 今、伊藤委員のほうからこのバリアフリーのことで、車椅子が通れない、あれ3階でしたかね、見たのが、4階だったかな。3階。扉も開きの扉ということで、車椅子の方がお一人で職務スペースのほうに入るということは非常に不可能な現状を、私も改めて確認をしたわけです。半世紀前の建物であるから、そういったことまで考慮してないとか、そういうことにはなかなかないだろうと、これから庁舎問題を考えるときに、昔のことだったから、これからもこのありようでいいという議論にはならないだろうなと思うのですね。車椅子が入れない、まさに通れないという状況を見たときに、じゃあ、そのレイアウトを変えればいいじゃないかと話がそこでぼんと出たわけですけども、これもちょっと私は、この議論としては難しいだろうなと。今、この、あるスペースの中で、精いっぱいこの職員の執務スペースを有効に活用する形として現状があるわけで、そこで車椅子が使用できないと、根本的な問題でしてね、この庁舎のそれ自体の建屋の問題ですから、ここのところをやはり私たちは認識しないといけないなというふうに思いました。

また、見た感想ということも含めて言えば、このらせん階段、ここで落下をした市民の方ですか、そういう事故も過去にはあったと。で、今それが一番下のところにネットが張ってあっ

て受けるということになっていきますけども、今後もこの本庁舎を現状のまま使えば、そういう事故も起こりかねないというようなこともありますし、私はきょう6階から地下まで、また外もずっと拝見をしまして、改めて、ここでの耐震改修ということが本当に市民にとってふさわしいのかどうなのかということを感じましたね。

ここで新築をという議論もあるけども、私は、この素案の中で示されているように、将来的な負担も考えたときには、やはりこの新築というこの素案の1案じゃないけども、ここに沿って私は議論を進めるということがふさわしいと思いますよ。

総務部長の部屋、4階の、今、総務部長がいらっしゃいますけども、あそこにも、内側に雨どいがあるなんて、こんな今どき、そんな部屋はない。それと、各所にこの窓ガラスのところにビニールを張って雨風をしのいでおられて、なぜ早く直さないのだという話もありましたけども、直している先から次のところがね、そういうふうに老朽化していつにいつというイタチごっこのような、そういったことを私たちは見たじゃないかなというふうに思いますけどね。これ、わかりやすく言えば、市民の皆さんにも理解していただけるような言葉で言えば、そういうことだというふうに思います。職員の皆さんも市民の一人だし、そして、そういう多くの職員の皆さんがよく例に出されるけども、境港の市民会館、あそこはこのI s 値が0.3以下と。それよりも低いわけですよ、この本庁舎は。そういったところで、多くの職員の皆さんが、家庭も持っている、家族も持っている、そういった職員の皆さんが市民のために働いているという、そういう状況を私たち議員も理解しないといけないじゃないかなというふうに感じました。中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 先ほど橋尾委員が言われた部分、他市の事例でも、耐震改修とか、改修を実施した事例はたくさんあるのだと。県庁もその一例だというふうに話されました。確かに事例は事例であるのですが、それぞれその市の中で実情があるわけで、私がなぜ新築移転かという、この鳥取市の財政を悪化させることなく、今、新築ができる財源を鳥取市は持っているのですよ。古い、狭隘で使いにくい、この本庁舎に大きな財源を投資しなくても、新たな50年、60年、そして100年、計画的に運営できる庁舎を建てる財源を我々は手のうちに持っているのです。そのことを効果的に使うのはやはり新築移転が私は妥当だと考えて言っているのです。

きょうも見させていただきました、資料にもあったかもしれませんが、本庁舎には中央部に階段あるいはエレベーター、トイレブース、非常に共用部分が中心にあるということで、その周辺にある執務スペースは非常に使い便利が悪い、広くとろうと思っても建築構造上とりにくい、こういったスペースでも現状と変わらないということですよね。こういった部分にどれほどの手当てをしても、私は、余り効果はない、ましてや29年には、2029年ですかね、新たに建て直そうというときには二重投資の部分を負担しなければいけない、そしてその部分では、合併特例債というような有利な、国が負担をしてくれる、見てくれる財源はないということを考えると、私はやはり新築ということが市民に示す妥当な案だというふうに考えて、今でもそのように思っております。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 今の財政の話が出ましたが、ちょっとこれは執行部のほうに、よろしいで

すか。

中西照典 委員長 質問してください。

伊藤幾子 委員 全体構想の前、2 ページのところに専門家委員会がやった市民意識調査の結果があるのですが、専門家委員会のこの市民意識調査の結果については、当然執行部も参考にしている取り入れてられるのですが、その中の のところで、財政事情の許す範囲で、できるだけ市民の安全・安心や利便性の向上、市の発展や活性化につながるような整備と維持管理を行うべきっていうのが、43.3%っていうのが出ているのですが、この財政事情の許す範囲でっていうのがとても曖昧というか、この財政事情の許す範囲でっていうことの説明の一つがこのライフサイクルコストだったりするのだろうなと思って見ているのですが、これは要は建物だけの考え方であって、その建物を建てて維持していくっていう、でも市全体の財政を見たときに、本当にこれが財政の許す範囲でっていうことになるのかどうかっていう判断が、できない資料だと私は思っているのですよ、これね、これだけではね。やっぱり市民の方から、いろいろ本当に財政に対して不安だとか、そういった声も上がっているし、今議会でも出ていたでしょうか、市の市有している公の施設の将来的な維持管理にかかるお金だとか、やっぱりそういったことが出てくると、これから先、人口が上り調子で上がっていかないっていうのは推計でもわかっているし、こちらにも高齢化が進んでいって、福祉のほうにも強化をしなければならぬとか書かれているわけで、それを見れば、人口は減って高齢化が進むということになると、当然働く人の人数は減ってくる、その分税収も減るっていう、そういった簡単な話は本当に誰でもわかるわけですね。そんな中で、本当に財政事情の許す範囲なのかどうかっていうのが、もっとわかるように資料として出ないと、なかなかちょっと理解ができないのじゃないかなと思うのですけど。

中西照典 委員長 それは、財源と市の負担というのとはちょっと違うのですか。

今の議員間討議をちょっと今一旦、じゃあここで終わりにして、今、伊藤委員の質問を当局、答えてください。

亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 よろしいでしょうか。

この資料、全体構想の2 ページの、財政事情の許す範囲でというのが前段ではうたってありますけども、これはできるだけ市民の安全・安心や利便性の向上、市の発展や活性化につながるような整備と維持管理を行うべきということが主として、それは財政事情の許す範囲でということですよ、ここはね。それで、きょう、ちょっと資料で説明させていただいたのですけども、この資料、お配りした資料ですね、こちらの庁舎の現状と課題説明用資料の25 ページ、ここで財源と市の実質負担というところで、ここで1 年当たりの実質返済額というところで説明させていただいているのですけども、事業費、これは40億から70億、それぞれかかっておりますけども、この合併特例債、これを利用することによりまして、特例債を使った上での実質の返済額、返済金額に当たりましては、年間当たり1 億と、これは20年償還でございますので、結局20年掛ける1 億で、20億と、それから、初期投資の基金分の7.6億円と、整備案1 については先ほどこういう形で説明させていただきました。ですから、ランニ

ングコスト、こういったことも踏まえてくると、年間、実質どの案にいたしましても1億ということがありますし、そのランニングコスト自体も、年間に約9,000万かかってくるというようなことがございます。これは当然、現在だろうが、将来だろうが、かかってくるものでございますので、その範囲の中で実質の返済額も当たっていけるということでございます。ですから、財政上、どれだけ影響してくるのかというところに関しては、実質には返済額に当たっても年間1億、これから20年間ずっと続けますけども、それで済みますよという説明をさせていただいたところでございます。

中西照典 委員長 よろしいですか。じゃあ、とりあえずちょっと伊藤さんの分は。

じゃあ、棕田委員。

棕田昇一 委員 さっきの続きでもいいでしょうか、委員長。

中西照典 委員長 議員間協議、ちょっと閉じましたので、どうぞ。

棕田昇一 委員 今回のその構想案を見ていると、1案から4案、つまり、2案、3案も含めて、職員の1人当たりの面積は24.4、約24平米、こうなっているのですよね。どういいますかね、先ほど他都市の事例ということで、これは当局のほうからいただいた資料にあるように、ですから、皆さんが考えておられるのも一つの考え方でしょうけれど、それが正しくてほかは間違っているとか、あるいは、私が言っていることが正しくて皆さんが間違っているとかっていうことではなくて、まさにどういう考え方をとっていくのかと、こういうことですよっていうことを申し上げているわけですね。そういう意味において、1人当たりの24平米ということをも基礎に置いたこの計画ということについては、他都市の事例を見てもそこまでのものは要らないといえますか、要らないというよりも、もっとやっぱりこの総面積というのは当然建設費に大きくかかわってくるものでもありますから、もっとスマートに、それはどの考え方であろうとですよ、どの考え方であろうと、新築のことだけを言っているわけではなくて、考えていけないじゃないかと思いますが、その考え方についてはいかがですかとお尋ねしたわけです。

中西照典 委員長 亀屋局長。

- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 職員の面積につきましては、先ほども申しましたとおりでございます。ですから、既存の建物についてそういう事例があると。ただし、新築する場合、庁舎として職員1人当たりどれくらいとればいいのかということで検討したところで、一番自由度がきく新築の場合には24.4平米という事例を他都市でやっているということで、参考に鳥取市の場合も1人当たりの面積を適用させていただいたという考え方でございますのでね。ですから、そのあたり、面積そこまで必要ないじゃないかということの考え方になれば、それはもう下げていけばよろしいことだと思います。

中西照典 委員長 一つの案として出ていると。それに対して、それは絶対的ではないということですよ。それは、先ほど言われたように当然で正しい。今、17.4かいな、6かいな、それを24にするのが、その真ん中でいいのか、18でいいのか、それはわからないけど、一つの基準で出したらこれが出てきて、それをもとにして、それぞれの素案を出していると。ですから、人数が減ったりそれから面積が減れば、当然、建築総額も減ってきますからね。それは、そう

いうことは、これから実際に次の段階で設計に入ったときに、また執行部からの提案があるでしょうし、委員会は委員会でそれを、それぞれ調査、審議していくことになると思いますけども、そういう意味ですね。

下村委員。

下村佳弘 委員 工期のことでちょっとお尋ねしたいのですけれども、我々は任期ですね、庁舎について審議するということになれば、ことしいっぱいあるわけですが、これ、工期の表を見ますと、平成26年度からかかった場合に整備案2、4、要するにこの庁舎を使い続けるという選択をした場合には、平成31年までかかるということで、1年おくれるわけですね。ということは、合併特例債、これ間に合わない可能性があるというふうに捉えるわけですが、その辺はどうでしょうか。

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 素案の28ページぐらいからのところですけれども、ここには月数は入っておりません。ちょっと、歯の治療をしとるものでちょっと、しゃべりがわかりにくいかも。

中西照典 委員長 はい。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 ごめんなさい、済みません。はい。

例えば整備案1ですと、基本設計が8、実施設計が12カ月、進捗工事が18カ月というふうな格好になると思うのです。ですから、それを整備案1、2、3、4あわせて新築工事は間に合うと、合併特例債にですね。ですけれども、その解体部分については間に合わないってということが起きてくるというのは、整備案2、それから整備案4でそういう事態が起きてくるということがあろうかと思います、実は新築のほうは大丈夫じゃないかなというふうに思っています。以上です。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 例えば、基本設計と実施設計があると思うのですけれども、これは仮に一緒にできるというふうな選択があるのなら、この工期というのは短くなる可能性があるのですか。それとも、ここを使い続けるために仮庁舎を設計の期間に建てるというふうな選択をした場合には合併特例債に間に合う可能性というのはあるというふうに考えてもよろしいのですか。

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 仮設の庁舎をつくった場合には、同時の工事がかかるっていうことができますので、その場合は間に合う可能性があるというふうに考えております。あくまでもそれは仮設の庁舎をつくった場合というふうに考えていただきたいと思います。以上です。

中西照典 委員長 マイクを通して。

ちょっと、じゃあもう一度、下村委員。

下村佳弘 委員 基本設計8カ月、実施設計12カ月ですか、20カ月かかるわけですね。これを基本設計イコール実施設計というふうな設計の方法というのはとれないかということです。

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 現在の基本設計8カ月、それから実施設計12カ月というのがま

さにその一緒にやった場合に20カ月かかると、8と12で割っただけでございまして、実際にはどういうふうにやってもこれだけにかかるということでございます。以上です。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 それでは、ここの議論が年末までかかったということで、それから準備をして基本設計にかかるという段取りになると思うのですけども、実際には。それまでに話がまとまれば別ですけども。そういった場合には、合併特例債に間に合わない可能性があるというふうに捉えてもよろしいですね。そうです。

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 先ほども申し上げましたように、いわゆる耐震改修をやる場合には、仮設を使ったら何とか間に合うでしょうけれども、仮設庁舎をつくらない場合についてはやはり間に合わないおそれがあると、整備案2と整備案4についてはですね、そのおそれがあるということです。よろしいでしょうか。

中西照典 委員長 よろしいですか。

それじゃあ、有松委員。

有松数紀 委員 今の関連ですけども、間に合わないということは実際にその特例債として負担してもらえ部分がもらえなくなる、自己負担をしなければいけない工事が出てくるという解釈でいいですか。

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 合併特例債は現在は実施設計と、工事管理と新築の工事費について賄おうというふうに考えておりますので、現在でも、いわゆる解体であるとかいうものには使えないということになっておりますので、それは考えていないということで、耐震改修工事については、できる限りやっぱり間に合わせていこうという考えのもとにこの1、2、3、4を一応つくってあるということです。ですから、実施設計、それから工事管理、工事費については何とか間に合わせていくのだという考えのもとで、まずこれはつくってあるということです。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 もう少しわかりやすくしてもらいたいのですけども、2案、4案は工事がおくれて、例えば31年度を1年間とか、延長せざるを得ない、全部の工事を完了させるのに、そういった部分に関しても、特例債の財源として影響することはないということですか、新築の部分。(発言する者あり)いや、出来高払いじゃ困るわけですよ。だから、財源として特例債として確保しとった部分が、工事が31年度に終わらなかったから財源が減りますよというようなことじゃ困るわけだね、その部分があるのかないのかということ、もう少しわかりやすく、延長しても別に合併特例債に影響はないのだというのであれば、はっきり言ってください。

中西照典 委員長 亀屋局長、どちら、前田専門監。

はい。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 整備案2と整備案4は、まず、整備案2はここに書いてございます耐震改修工事の終わりまでに64カ月かかると。それから、整備案4が65カ月かかるとい

うふうに計算をしております。そうすると、いつかかるかという問題がございますけれども、整備案2と整備案4については、耐震改修工事の一部について、耐震改修工事が合併特例債に間に合わないということが出てくるということです。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 だからその部分が、間に合わないということになって、例えば1年でも延びることになったら、どれほどの財源がなくなってくるのか、鳥取市が自主財源としてね、借金として返さないといけない部分がふえてくるわけでしょう、その部分の数字を示してくださいと言っているのですよ。

中西照典 委員長 ちょっと済みません、今、出ますか。(発言する者あり)それはちょっと、なかなか。(「わからない」と呼ぶ者あり)うん。(発言する者あり)ちょっと待ってください。亀屋局長。

- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 そうしましたら、具体的に数字として、ちょっと時間いただいて、また改めて示させていただきますけども、先ほどから前田専門監が申しますとおり、この整備案2ですか、ここについて言いますと、第2庁舎の解体、この部分が当然今の段階でも延びてくるとい形もありますし、これが設計段階に入るのがおくれれば、その間、1年間でもおくれればその部分の改修部分について、全体的な工事費、そういったものについての合併特例債が適用にならなくなってしまうという事態に陥ってしまうということがあります。

中西照典 委員長 待ってくださいね。この図ですけども、これ映っているのだよね、この図の1年目は平成何年から入ったときのか、ちょっと確認的に言ってください。1年目の最初は、何年からということ、委員がわかっていてもいいけませんので。

亀屋局長。

- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 これは27年の4月から始まったとしてですね……。
- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 26年。
- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 ここの全体構想では26年4月からということで示していますが、1年目の始まりを、この議会の議論を踏まえた上でずれ込んでしまうということになってくると、27年としますと、27年の4月からを1年目としますと、もう既に6年目がぎりぎりの32年になってしまいますので、その1年間分がもうずれ込んでしまうということになります。
- 中西照典 委員長 確認ですけどね、そうすると、27年の4月に入ると、この図だと、25年目に終わってないといけないって言う意味ですか。
- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 そうです、5年目までに終わってないと。
- 中西照典 委員長 まだに終わってないといけないということは、6年目のところについては合併特例債は。
- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 適用にならないと。
- 中西照典 委員長 ないし、でき上がってなかったら丸々だめになるということになるのですか。
- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 そういうことです。

中西照典 委員長 ちょっと。

有松委員。

有松数紀 委員 わかりました。そこで、我々の議論が、我々は市民からとにかく早く議会としての結論も出すべきだということで進めておるわけですが、この議論が例えば、次のことしの11月の改選期といいますか、12月の改選期、ここら辺まで方向が出せない、あるいは執行部として基本設計に着手できないという状況がいつまで続くと27年度以降というような影響になるのかっていうのは、見解はどうか。

中西照典 委員長 亀屋局長。

- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 いわゆる方針を決定して、それで設計段階に入る、これが始点になりますので、これが26年の4月、これで、この整備案2、整備案4というのは規定どおりできると。26年の4月から始まれば。ただ、27年の4月からということになると、先ほど言いました、1年間ずれが生じてきます。ですから、この整備案2と4につきましては、改修分についてが期限をオーバーしてしまう可能性が出てくると。

それと、ちょっと整備案1を出していただけますでしょうか。整備案1というのは、27年から始まったとしても、1年間、5年目にはもう既に供用開始ができていますので、5年目のところですね、その赤いところです、赤いとこの共用ということですね、その部分で、十分これは間に合うという段取りになります。整備案1と整備案3、これは新築の分ですね。改修が含まれてくると、先ほども言いましたように始まりがずれてくると、1年間その分足が出てしまうという事態に陥ります。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 で、その延長で聞きます。新築の場合はある程度、1年ずれても大きな影響はないだろうと。完成時期が1年ずれるということはあるのですけどね。ということは、我々がこの耐震改修に関して議論をしておるという部分に関しては待ったなしの状況であると、今の計画ではね。4月ぐらいには基本設計に当たる予算的な部分でも確保していかなければ、工事が少しずつ工事計画がおくれていくという解釈でいいですね。

- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 今の質疑は、耐震改修を支持するものであろうと、新築を支持するものであろうと、執行部は非常に曖昧で無責任だと思います。きょうのこの特別委員会でも、冒頭に財源と市の実質負担という資料まで説明して、このときには合併特例債の期限に間に合うとか、間に合わないとかその可能性があるとかないとかっていうようなことを一切そういうことなしに説明しておりながら、今になってからそういう、まさに市民を惑わせると思いますよ。ですから、いずれにしてもそこは責任を持って、しっかり説明していただくということが必要だと思います。そのことだけ申し上げておきます。

中西照典 委員長 これからも、先ほど冒頭で棕田委員も言われたように、一般質問もあつたりしまして、皆さんどうか知りませんが、この議論はもっと進めんといけんと思っております。ただ、これを職員の方もいらっしゃるので、5時になりますので、次にもう一度、時間を設定させていただきたいと思っております。これは皆さんと協議でありますので、一応5時になりましたので、ここで一旦打ち切ろうと思っておりますけど、それについてはどうですか、皆さん。一旦、

いいですか。はい。

それで、次は3月12日、これは総務企画委員会がありますけども、その予備日ではありますが、聞いてみますと午前中で……（「水曜日」と呼ぶ者あり）水曜日ですね、午前中で、総務企画委員会あっても午前中であるであろうというのがありましたので、3月12日の午後、13時以降で、もしも委員会が延びておれば、その委員会が終わった後ということで設定させていただきたいですが、皆さん、どうですか。やはり進めるとこだけ進めていけないといけないと私は思っております。今の続きです。よろしいですか。はい。

では、確認いたします。次回は3月12日水曜日、午後1時ですね、1時以降、分科会が終了後に、次の委員会を開催したいと思います。

それでは、ただいまをもちまして市庁舎整備に関する調査特別委員会第21回を終わります。

午後5時00分 閉会